

静岡県告示第840号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

1 さんま

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県さんま漁業	現行水準

2 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県まあじ漁業	現行水準

3 まいわし太平洋系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県まいわし漁業	現行水準